

令和6年3月7日

地域振興部スポーツ振興課

江東区区民体育館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

個人利用の新たな料金区分を定めるため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

高校生に相当する年齢の者の利用料金を中学生以下の者と同じ利用料金（トレーニング室等については、区内に住所を有する65歳以上の者と同じ利用料金）とする。（別表第2関係）

なお、附則において経過措置を定める。

3 新旧対照表

2ページのとおり。

4 施行日

令和6年4月1日

江東区区民体育館条例 新旧対照表

現行					改正案						
本則 (略)					本則 (略)						
別表第1 (略)					別表第1 (略)						
別表第2 個人利用 (第8条関係)					別表第2 個人利用 (第8条関係)						
施設	単位	利用料金				施設	単位	利用料金			
		一般	小人	区内に住所を有する65歳以上の者				一般	中学生以下の者	高校生等	区内に住所を有する65歳以上の者
大体育室	1日	1,350円	300円	300円	大体育室	1日	1,350円	300円	300円	300円	300円
小体育室					小体育室						
多目的室					多目的室						
武道場					武道場						
柔道場、剣道場及び弓道場					柔道場、剣道場及び弓道場						
クライミングウォール					クライミングウォール						
トレーニング室					トレーニング室						
プール	2時間	450円	150円	150円	プール	2時間	450円	150円	150円	150円	150円
サウナ室	1回	1,200円		800円	サウナ室	1回	1,200円		800円	800円	800円
備考					備考						
1 小人とは、 <u>中学生以下の者</u> をいう。					1 <u>高校生等</u> とは、 <u>15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> をいう。						
2・3 (略)					2・3 (略)						
別表第3 (略)					別表第3 (略)						
					附 則						
					(施行期日)						
					1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。						
					(経過措置)						
					2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日以前に行った利用の承認については、なお従前の例による。						